

第7章 利用中止及び利用停止

(3G 通信サービスの利用中止)

第41条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、3G 通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 特定の契約者回線から多数の不完了呼(その契約者回線が相手先の応答前に発信を取り止めるものをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めるとき。
 - (3) 第46条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (4) 第10条(契約者識別番号)第2項、第26条、第26条の6、第26条の8、第26条の11、第26条の13、第26条の16、第26条の18、第26条の20又は第26条の26(その他の提供条件)の規定により、契約者識別番号を変更するとき。
- 2 当社は、前項の規定により3G 通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

(3G 通信サービスの利用停止)

第42条 当社は、契約者(3G プリペイドサービス契約者及びモジュールプリペイドサービス(i)契約者を除きます。以下この条において同じとします。)が次のいずれかに該当する場合には、6ヶ月以内で当社が定める期間(3G 通信サービス等の料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間とし、契約者確認ができないときは、契約者確認ができるまでの間とします。)その3G 通信サービスの利用を停止することがあります。ただし、電気通信番号規則第11条(緊急通報)の規定に基づく緊急通報に関する緊急機関への通信については、この限りではありません。

- (1) 契約者が、3G 通信サービス等の料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、サービス取扱所(料金収納事務を行うサービス取扱所に限ります。)以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)
- (2) 契約者が、当社と契約を締結している若しくは締結していた他の3G 通信サービス等の料金その他の債務、当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務又は特定役務提供事業者と契約を締結している若しくは締結していた電気通信サービスに関する料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 第57条(預託金)に規定する預託金を預け入れないとき。
- (4) 3G 通信サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (5) 契約者がその3G 通信サービス、当社と契約を締結している若しくは締結していた他の3G 通信サービス又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの利用において第73条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めるとき。
- (6) 契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7) 第34条(自営端末設備に異常がある場合の検査)に定めるところに違反して、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合に当社が行う検査を拒んだとき、又はその検査の結果別記4に定める技術基準及び技術的条件に適合していると認められない自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。

- (8) 第 35 条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第 36 条（自営端末設備の電波法に基づく検査）に定めるところに違反したとき。
- (9) 携帯電話不正利用防止法第 7 条第 1 項又は第 10 条の規定に違反したとき。
- (10) 第 16 条（3G サービス契約者の氏名等の変更の届出）、第 26 条、第 26 条の 8、第 26 条の 11、第 26 条の 13、第 26 条の 16、第 26 条の 18 若しくは第 26 条の 20（その他の提供条件）において準用する契約者の氏名の変更の届出の規定に違反したとき又は第 16 条、第 26 条、第 26 条の 6、第 26 条の 8、第 26 条の 11、第 26 条の 13、第 26 条の 16、第 26 条の 18 若しくは第 26 条の 20 において準用する契約者の氏名の変更の届出の規定により届け出た内容について事実と反する記載を行なったことが判明したとき。
- (11) 携帯電話不正利用防止法第 9 条の規定に基づき、第 19 条（3G サービス契約者の契約者確認）、第 26 条、第 26 条の 8、第 26 条の 11、第 26 条の 13 又は第 26 条の 16 において準用する契約者の契約者確認に規定する契約者確認を行い、契約者確認ができないとき。
- 2 前項の場合において、その 3G サービス契約者が 3G チップを共用しているときは、その契約者回線と 3G チップを共用する契約者回線の利用停止を行います。
- 3 当社は、前 2 項の規定により 3G 通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用を停止する日及び期間を契約者に通知します。
- ただし、本条第 1 項第 5 号の規定により、3G 通信サービスの利用停止を行うとき（第 73 条（利用に係る契約者の義務）第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 6 号から第 9 号の規定の違反により、3G 通信サービスの利用停止を行うときに限ります。）であって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（3G プリペイドサービスの利用停止）

- 第 42 条の 2** 当社は、3G プリペイドサービスの利用可能期間が終了したときは、その発信に係る利用を停止します。
- ただし、緊急通報用電話の契約者回線等への通信については、この限りではありません。
- 2 当社は、前項の規定によるほか、3G プリペイドサービスの利用可能期間内に前払い残高がなくなったときは、3G プリペイドサービスの発信に係る利用を停止します。
- ただし、緊急通報用電話の契約者回線等への通信については、この限りではありません。
- 3 当社は、前 2 項の規定によるほか、3G プリペイドサービス契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が別に定める期間（第 3 号に該当するときは、その事実が解消されるまでの間とします。）その 3G プリペイドサービスの利用を停止することがあります。
- (1) 3G プリペイドサービス契約者が第 42 条（3G 通信サービスの利用停止）第 1 項第 4 号から第 9 号のいずれかに該当するとき。
- (2) 第 26 条の 6（その他の提供条件）において準用する契約者の氏名等の届出に違反したとき又は第 26 条の 6 において準用するところにより届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (3) 携帯電話不正利用防止法第 9 条の規定に基づき、第 26 条の 6 において準用する契約者確認を行い、契約者確認ができないとき。
- 4 当社は、前 3 項の規定により 3G プリペイドサービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用を停止する日及び期間を契約者に通知します。
- ただし、第 42 条第 1 項第 5 号により、3G プリペイドサービスの利用停止を行うとき（第 73 条第 1 項第 3 号又は第 6 号から第 9 号の規定により、3G プリペイドサービスの利用停止を行うときに限ります。）であって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 5 3G プリペイドサービスの利用を停止された 3G プリペイドサービス契約者は、料金表通則に規定する料金の前払い登録（当社が別に定める方法を除きます。）を行うことはできません。

- 6 当社は、3G プリペイドサービスの利用を停止した場合、その契約者回線に係る利用可能期間等を減じます。
この場合において、利用可能期間及び前払い残高の取扱いは、料金表通則に定めるところによります。

(モジュールプリペイドサービス(i)の利用停止)

第 42 条の 3 当社は、モジュールプリペイドサービス(i)契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が別に定める期間（第 3 号に該当するときは、その事実が解消されるまでの間とします。）、そのモジュールプリペイドサービス(i)の利用を停止することがあります。

- (1) モジュールプリペイドサービス(i)契約者が第 42 条（3G 通信サービスの利用停止）第 1 項第 1 号から第 2 号又は第 4 号から第 9 号のいずれかに該当するとき。
- (2) 第 26 条の 26（その他の提供条件）において準用する契約者の氏名等の届出に違反したとき又は第 26 条の 26 において準用するところにより届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (3) 携帯電話不正利用防止法第 9 条の規定に基づき、第 26 条の 26 において準用する契約者確認を行い、契約者確認ができないとき。

2 当社は、前項の規定によりモジュールプリペイドサービス(i)の利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用を停止する日及び期間を契約者に通知します。

ただし、第 42 条第 1 項第 5 号により、モジュールプリペイドサービス(i)の利用停止を行うとき（第 73 条第 1 項第 3 号又は第 6 号から第 9 号の規定により、モジュールプリペイドサービス(i)の利用停止を行うときに限ります。）であって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 モジュールプリペイドサービス(i)の利用を停止されたモジュールプリペイドサービス(i)契約者は、料金表通則に規定する料金の前払い登録を行うことはできません。

4 当社は、モジュールプリペイドサービス(i)の利用を停止した場合(第 42 条第 1 項第 1 号から第 2 号の規定によりモジュールプリペイドサービス(i)の利用を停止した場合を除きます。)、その契約者回線に係る利用可能期間等を減じます。この場合において、利用可能期間及び前払い残高の取扱いは、料金表通則に定めるところによります。